

# 多治見市危険木伐採事業費補助金について

多治見市では、市民の安全で安心な生活環境の保全のため、危険木の伐採を行う方に対する補助金を交付します。

## ○危険木とは

本制度において危険木とは、気象害、枯損又は過度な成長等により、市内に存在している自己用住宅及び集合住宅に倒木被害を及ぼす恐れのある樹木とします。

## ◎補助対象

森林法第5条に規定する地域森林計画の対象森林内（林班内）又は、現況地目が山林若しくは、保安林となっている土地の危険木の伐採であること。対象となるかについては、事前に農林課までご相談ください。

※伐採に伴い、伐採届や道路占用等の各種法令等に基づく届出や申請等が行われていない場合は補助金支給の対象外となりますのでご注意ください。

## ◎補助対象者

①危険木の所有者

②危険木の所有者から同意を得た者（危険木の管理者、危険木により被害を受けるおそれのある自己用住宅、集合住宅所有者若しくは管理者）

## ◎補助内容

補助率	補助金額
4分の3以内	50万円以内

※補助対象経費には消費税を含みません。また、補助金額は1,000円未満は切り捨てとなります。

（例）650,000円（税抜）で伐採を行った ⇒ 補助金額487,000円

## ◎必要書類

1. 交付申請（交付申請書提出締切：12月末日） <input type="checkbox"/> 多治見市危険木伐採事業費補助金交付申請書（様式第1号） <input type="checkbox"/> 事業計画書（様式第2号） <input type="checkbox"/> 収支予算書（様式第3号） <input type="checkbox"/> 事業個所の位置図（地図に伐採する場所を図示） <input type="checkbox"/> 事業個所の写真 <input type="checkbox"/> 見積書の写し <input type="checkbox"/> 森林所有者承諾書（様式第4号）※森林所有者以外の申請の場合 <input type="checkbox"/> 誓約書兼同意書（様式第5号）
2. 完了報告 <input type="checkbox"/> 多治見市危険木伐採事業費補助金実績報告書（様式第10号） <input type="checkbox"/> 領収書の写し <input type="checkbox"/> 危険木伐採の前後が分かる写真
3. 請求 <input type="checkbox"/> 多治見市危険木伐採事業費補助金交付請求書（様式第12号） <input type="checkbox"/> 振込先口座が分かる書類

### 【注意事項】

- ・この補助金の申請を希望される方は、必ず事前に農林課へご相談ください。
- ・伐採を行う前に必ず申請してください。伐採完了後の申請の受付はできません。

●申請・問合せ…多治見市経済部農林課農林グループ 電話番号22-1258（直通）

## 多治見市危険木伐採事業費補助金 交付までの流れ

① 多治見市役所農林課に問い合わせ、補助金の対象となるかどうか確認してください。  
※直接ご来庁いただいても、電話でも結構です。

② 補助金の対象となることが確認できたら、「多治見市危険木伐採事業費補助金交付申請書」等の申請書類を事業実施前に多治見市役所農林課に提出してください。  
※伐採届、交通規制関係の申請等が必要となる場合があります。  
※必ず伐採前に多治見市役所農林課に提出してください。  
※12月28日が申請の締切です。  
多治見市危険木伐採事業費補助金交付申請書(様式第1号)  
事業計画書(様式第2号)  
収支予算書(様式第3号)  
事業箇所の位置図(地図に伐採する場所を図示)  
事業箇所の写真(伐採する樹木がわかる写真と危険であることがわかる写真)  
見積書の写し(複数の業者から見積書を聴取することを推奨)  
森林所有者承諾書(様式第4号)  
誓約書兼同意書(様式第5号)

③ 多治見市から「多治見市危険木伐採事業費補助金交付決定通知書」が郵送されます。

④ 交付決定通知書が届きましたら、伐採を行う業者に依頼してください。

⑤ 伐採が完了したら、「多治見市危険木伐採事業費補助金実績報告書」等の実績報告書類を提出してください。  
※伐採が完了してから30日以内に多治見市役所農林課へ提出してください。  
多治見市危険木伐採事業費補助金実績報告書(様式第10号)  
領収書の写し  
伐採の前後が分かる写真(交付申請に添付した写真とおおむね同じアングルの写真を添付してください)

⑥ 多治見市から「多治見市危険木伐採事業費補助金確定通知書」が郵送されます。

⑦ 多治見市危険木伐採事業費補助金交付請求書(様式第12号)と振込先口座がわかる書類を多治見市役所農林課に提出してください。

⑧ 多治見市で所定の手続きを行い、指定された口座に補助金を振込(交付)します。